軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会会議録

1. 開催日時 令和6年11月18日(月) 14:00~16:10

2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 大講堂

3. 出席者

委員:部会長、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、 F委員、G委員、H委員、I委員、J委員、K委員、 L委員、M委員、N委員、O委員、P委員、Q委員、 R委員、S委員、①委員、②委員、③委員、④委員、 ⑤委員、⑥委員、⑦委員、⑧委員、⑨委員、⑩委員、 ⑪委員、迎委員、③委員

理事者:副町長

事務局:事務局A、事務局B、事務局C

4. 協議事項

自然保護対策要綱等の改正の概要について

5. 傍聴人数 12名

6. 議事内容 以下のとおり

1. 開 会

【事務局A】 (●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】(●●●●●)でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、只今から、軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会を開催いたします。

軽井沢町自然保護審議会条例第8条第6項の規定により、同条例第6条を準用します本部会は、委員40名のうち、出席者33名でございますので、第6条第2項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

なお、職員の人事異動により、新たに委員となられた方がいらっ しゃいますので、ご紹介させていただきます。

【所属①】 (●●●●●●●●) の【①委員】 (●●●●●● ●●) です。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたしま

す。

【事務局 B 】 (●●●●●●●)

【事務局B】 (ullet ullet ullet

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、『軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針』の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と、報道関係の社名報告を行うという運用とさせていただきたいと思いますので、併せましてご了承願います。 それでは、はじめに、本日の傍聴は12名でございます。

続きまして報道関係者ですが、【報道機関 A】($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$) と【報道機関 B】 ($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$) となります。

傍聴者の方にお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にしていただくとともに、会議中はお静かに願います。また、この検討部会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等は行わないようにお願いいたします。

【事務局A】 (● ● ● ● ● ●)

それでは、続きまして、【町長】 (土屋 三千夫 町長)より、 あいさつを申し上げます。

2. 町長あいさつ

【副町長】 (小池 秀一 副町長)

本日、町長は、公務により欠席させていただいているため、挨拶

を預かっております。私の方で代読をさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、自然保護対策要綱等改正検討部会にご出席 いただき、誠にありがとうございます。

昭和47年に制定した自然保護対策要綱により、約50年間にわたり、 軽井沢の伝統とすぐれた自然が守られてきました。自然保護対策要 綱によって、今日の軽井沢が形成されたと言っても過言ではありま せん。

しかしながら、時代の変化とともに自然保護対策要綱の内容が実情にそぐわなくなってきている部分が出てきており、また、その実効性についても住民の方からさまざまなご意見を頂戴しております。こうしたことから、住民の皆様とともにつくりあげ、一体となって守っていけるような自然保護対策要綱となるよう見直しを行っていく必要がございますが、見直しに当たりましては、軽井沢の景観を保持していくという強い姿勢で、必要なところはさらに厳しい基準を設ける予定でございます。誤解をおそれず言えば、軽井沢の景観を破壊するような事業者は退場していくように変え、軽井沢の景観をともに守っていきたい方々が安心して暮らし、また滞在できる「まち」にしていきたいと思っております。

また、今回の見直しと並行して、さまざまな方に自然保護対策要綱を理解し知っていただくために、町のホームページ上で3次元のグラフィックを用いて自然保護対策要綱を紹介するコンテンツを公開するよう進めており、住民、事業者の方々の理解が得られるよう啓発活動も強化してまいります。

さらに、用途地域の見直しや土地利用時の規制につきましても、各課が持っている現状の課題や進捗状況、今後のスケジュール感を共通認識とし、その上で検討・改善が図られるよう役場内に「土地利用等庁内検討委員会」を設置し、検討を行っております。

加えて、景観行政団体への移行の検討や、町独自の条例制定など、 さまざまな可能性を否定せずに、軽井沢町にとって何が最善なのか、 建築基準法・景観法・文化財保護法の観点などからもベストな方法 を検討してまいります。

委員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りますとともに、 有意義な会となりますことを祈念申し上げ、あいさつとさせていた だきます。

以上、代読させていただきました。

3. 部会長あいさつ

【事務局A】 (●●●●●)

続きまして、【部会長】 ($\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$) より、ごあいさつをお願いいたします。

【部会長】 (●●●●●●●)

中国から帰った直後でございまして、なんとか無事に帰ったと言われております。顧問先の山東大学というのが国際学術会議を開いて、300人ぐらいいましたかね、大会議でして、そこにお邪魔して、 国際仲裁の提案をしてきました。

委員の方にお会いするのを楽しみにしてきました。特に、皆さん からいろんなご意見を頂戴して、日本の代表たる避暑地軽井沢の良 い面をどんどん伸ばしていきたいというつもりで来ています。今日 はですね、傍聴人の中に私が主宰している【団体A】(●●●●● ●)の事務局をお願いしている2人が傍聴しています。1人は、【傍 聴人A】(●●●)という女性で、公認会計士です。病院の経営状 態とか、学校法人の事業承継に詳しい。今日、町に進呈した事業承 継の本は彼女との共著です。もう1人は、【傍聴人B】(●●●) という、これは公務員で、今日は休暇を取って、私的なことで顔を 出しています。慶応でも少し教えることがあるようですが、当然、 法曹有資格者、弁護士資格を持っているという方で、ご実家はかな り大規模な農家だということです。で、本人は農業法学会のメンバ 一でもありまして、農業の事業承継というか、代替わりに1番関心 があるということで、病院と農業問題に詳しい2人が事務局にいた もんですから、町の許可を取って来てもらっています。挨拶はこの 程度ですが、細かい話を座ってしたいと思います。

本日の議題ですが、自然保護対策要綱等の改正についての概要が皆さんのお手元にあると思います。これについて、こういう点を問題にしているんだっていうことを言っていただいて、今日はご意見の触りの部分で結構ですから、順次ですね、テーマごとに次回以降議論していきたいと思います。で、議論の仕方ですが、できれば、2時間でですね、終えたいと。だらだらするのが日本人の1番悪いくせで、会議が長いという、それはよくないもんですから、しっかり事前に準備して中身の議論をしたいと。それを公開して町民の方の意見を聞きたい。こういうのは日本人があまり得意ではないです。事前の準備と議論とそれから公開という、これをしたいと思います。

したがって、ご意見があれば、次回部会の何週間か前に町の方にご意見を頂戴して、オープンにして、現行法規とか、それについての誤解があるのはちょっと困るもんですから、議論の土俵に乗らないということで、法律的な問題とか裁判例について否定しても始まらないもんですから、これを前提にするということで、私の方でちょっと気になった点は、これは違いますよということをご指摘して、意見を出してもらって、次回の会議が中身のあるものにしたいと、しゃんしゃんで終わるような会にはしたくないんです。その辺、ご理解いただければと思います。今回2時間という限られた時間ですけども中身のある議論にしたいです。したがって、町のですね、概要の説明は皆さんが事前に読んでお越しになっているという前提で、説明についてはなるべく短くして皆さんのご意見を聞きたいと思っています。

4. 協議事項

【部会長】(●●●●●●●)

それでは、協議事項についてのご説明を町の事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局 C】 (●●●●●●●●)

事前にお配りした資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資料が、町側として考えております自然保護対策要綱等の改正の概要でございます。本日、この内容について、ご意見をいただき、特段の問題が認められない項目については最終的にこの資料を使用して、来年パブリックコメント及び説明会を実施する予定でございます。なお、本日の部会を踏まえて継続検討の必要性があると判断した項目については、パブリックコメント・説明会の資料から一旦除外するというような形で柔軟に対応していきたいと考えております。では、資料について説明させていただきますが、すでにご覧いただいているかと思いますので、重要な項目に絞りつつ簡単に説明させていただきます。

まず、スライドNo.1をご覧ください。

「大規模開発行為等における各区画の最低敷地面積」でございますが、現在の基準では、保養地域における大規模開発行為(宅地造成1~クタール以上など)について、一区画の面積を2,000㎡以上とすることが望ましいと規定しています。また、居住地域・集落形

成地域における事業地が3,000㎡以上の宅地造成等については、一区画の面積を500㎡以上とすることが望ましいと規定しています。しかしながら、軽井沢の特徴である豊かな緑に包まれた自然環境を維持していくために、一番下の表でございますが、現行の「一区画の面積(望ましい基準)」としているものを、改正後は、「望ましい基準」という表現は削除し、各区画(すべての区画)について、記載されている面積以上を必須とする改正を行うものでございます。

次にスライドNo. 7をご覧ください。

「建築物の階数制限」でございますが、現在の基準では、用途地域に応じて、地階を除いた建築物の階数を制限しています。しかしながら、傾斜地においては、建築基準法上地階に該当する部分が大きく地上に露出するため、外観上階数制限を超えた建築物に見えることがあります。やはり、低層建築物が織り成す軽井沢特有の良質な景観を形成するためには、外観上も規定された階数制限を満たす必要があると考えますので、周辺環境に大きな影響を及ぼす建築物(一戸建て専用住宅以外のもの)については、地階を含めた階数(総階数)を定められた基準以下としなければならないよう改正するものでございます。

次にスライドNo.8をご覧ください。

商業地域における建築物等の色彩でございますが、下の改正概要をご覧ください。現在、商業地域における建築物等の色彩基準として、「原則として彩度4以下」という規定がございますが、駅前等についても、軽井沢に相応しい良好な景観を形成する必要があると考えますので、「原則」という言葉を削除し、「彩度4以下」を必須とする改正を行うものでございます。

次にスライドNo.12をご覧ください。

急こう配すぎる屋根について、現在規制を検討中ですので、参考 までに掲載しております。

次にスライドNo.13・14をご覧ください。

建築不可能物件における後退距離の緩和でございますが、まず、前提として、スライドNo.13の表にある後退距離を確保して建築物は建築しなければならないこととしておりますが、狭小敷地については、ある一定の基準を満たすことで後退距離の緩和措置を受けられる場合がございます。しかしながら、狭小敷地ではないが、道路等に挟まれた三角地などについては、基本的にそうした後退距離の緩和が受けられませんので、現実的に建築物が一切建築できないよ

うな状況が発生してしまいます。スライドNo.14の写真をご覧ください。この土地は、道路から5mの後退を求められている土地で、現実的には建築物が建築できない状況でございます。このような物件については、道路の開通等公共工事に協力をいただいている面がございますので、後退距離の緩和に係る協議の対象とする改正を行うものでございます。

次にスライドNo.17をご覧ください。

集合住宅等の戸当たりの敷地面積でございますが、現在の基準では、集合住宅等を建築する敷地の面積を当該集合住宅等の住戸の数の合計で除した面積が、表の数値以上であることを規定しております。例えば、保養地域ですと戸当たり600㎡と規定しておりますので、敷地面積が1200㎡あれば、総戸数が2戸の集合住宅が建築可能です。

しかしながら、軽井沢の良質な景観を守るために、年々増加して おります集合住宅等の基準を強化する必要があることから、下の改 正概要に記載のとおり、戸当たりの敷地面積を引き上げる改正を行 うものでございます。

次にスライドNo.19をご覧ください。

宿泊施設における営業者や従業員(使用人等)の駐在でございますが、自然保護対策要綱では、原則として宿泊施設内に玄関帳場又はフロントを設けることを規定しておりますが、営業者や従業員の駐在については定められていないのが現在の基準でございます。しかしながら、町内で増加している簡易宿所について、騒音等の問題が生じているのが現状でございます。そうした問題を解消するためには、宿泊施設内に営業者等が駐在することが非常に有効であると考えられますので、下の改正概要にありますように宿泊施設には営業者等の駐在を条件とする改正を行うものでございます。

次にスライドNo.20をご覧ください。

宿泊施設における駐車場基準の緩和でございますが、現在の基準では、駐車場に駐車できる車両数の合計が、原則として宿泊施設の客室数以上であることを規定しております。しかしながら、広大な駐車場を設けるために、大規模な土地の開発行為(伐採等)が必要となる可能性があり、環境負荷が大きいことから、下の改正概要のとおり、大規模建築物(建築面積1,000㎡以上)に当たる宿泊施設についてその基準を緩和するものでございます。具体的な改正内容としては、右下の箱に記載しておりますが、「駐車場に駐車できる車両数の合計が、客室数の2分の1を満たせば良いものとする。た

だし、事業地内に客室数分の駐車場がない場合は、最寄り駅までの無料シャトルバスの運行や事業地以外の場所(新たに造成を伴わない場所に限る。)において不足分の駐車場を確保する等の対応を必要とする」。また、「事業地の徒歩圏内(事業地からの直線距離500m以内)に最寄り駅がある場合は、町との協議により駐車場の基準を緩和することができるものとする」と改正するものでございます。次にスライドNo.21をご覧ください。

敷地内における樹木の世代更新でございますが、現在の基準では、 敷地内に存する樹木は、できる限り残存させる。また、建築物の後 退距離の範囲内における樹高が10mを超える健全な樹木は、原則と して保存するが、樹林を健全な状態に保つためには、適正な管理に 努め世代更新をする必要があると規定しております。樹木の世代更 新は非常に重要なことですので、下の改正概要にあるとおり、大型 化した樹木の世代更新の必要性について、その理由を明確化すると ともに、世代更新の手法を明記する改正を行うものでございます。 次にスライドNo. 26をご覧ください。

夏期工事(騒音・振動)自粛期間の適切な運用でございますが、自然保護対策要綱では、事業地周辺の静穏の確保に支障を及ぼすおそれのある行為を自粛するよう規定しておりまして、具体的には、自然保護対策要綱取扱要領の中に7月25日から8月31日までの間は、原則として建設工事等は実施しないものと規定しております。しかしながら、自粛期間本来の「静穏の確保」という趣旨からはずれ、単に工事車両が駐車してあることや、工事車両が道路を通行していることについても規制対象であると誤解が生まれている現状がありますので、改正概要の赤字のとおり、騒音・振動が生じない内装工事については、自粛の対象外であることを明文化する改正を行うものでございます。

次のスライドNo. 27の光害関係、そしてスライドNo. 28の町の勧告に応じないときに土地利用行為者だけでなく、その代理人等についても氏名等を公表できないかについて検討中でございますので、参考までに掲載しております。

簡単な説明となってしまい恐縮ですが、私からの説明は以上となります。

【部会長】 (●●●●●●●)

ありがとうございました。概要の説明も相当カットしてもらった んですよね。委員の皆様の意見を聞く時間を取りたいということで、 事前に配った書類は読んでお越しになっているという前提で議論 を進めたいと思います。そう言いつつ、私が直前に送った「まちづ くりの基礎」という10.5ポイントの、ちょっと字が小さいですけど も、これを前提にしてもらわないと議論が始まらないというやつで す。たまにこういう前提を無視して議論する方がおられるんですが、 念のためにということです。簡単に5分ぐらい頂戴して、委員の方 の議論の前提としてほしいと思います。まちづくりの手法というの は、ソフトロー、ハードローというのは最近流行ってますけども、 規制が厳しいのがハードローで、ソフトローというのは住民たちの 任意の意思で合意をしてやるという、そういった意味の大雑把な呼 び名です。で、そこの矢印で順次書いた要綱等がソフトローの典型 かな、守らなくても強制はできないと。しかし、軽井沢にお住まい になる方はレベルが高い人が多いもんですから、非常識なことはや らないだろうという、そういう信頼に立っているわけですよね。た だ、そうは言っても私も学者の端くれですから、いろんな調査をす ると、1割ぐらいはちょっと変わった人がいるんですよね。非常に 表現が悪いですけども。そういう人がいるもんですから、全部、軽 井沢のレベルの高い人の任意の意思に任せても良いというわけに はいかないのかなって。後は、建築協定、緑地協定、景観協定とい う3つの協定。これは住民全員の合意なんです。1人でも反対者が いればできない。で、一旦協定を作ると変更には全員の合意がいる わけで、契約と同じような合意だと見ているわけです。したがって、 脱退するにあたっても、全員の合意がいるという、非常に作るのも 難しいし、脱退するのも難しい。で、細かいことを言えばきりがな いですが、建築・緑地・景観という順番で、新しいのが景観協定で す。で、こっちの方が若干規制は厳しくなると。規制項目が増えて くるわけです、大雑把に言って。で、地区計画というのは、条例と 協定・要綱との中間ぐらい。2ページ目の方に簡単に説明しました が、地区計画という小さい単位、都市計画は大きな単位ですが、小 さい地区。私の経験では、2つの小学校区ぐらい。広くても良いん ですけど、そんなのが多いです。で、協定と違って全員の同意はい らない。しかし、80パーセントぐらいの同意を得て、それで住民の 方が申し立てをして、市町村の方でそれを認めて地区計画ができる。 で、地区計画のうちの大部分を条例化して、地区計画に反したもの を建てると、条例違反になるもんですから、建築確認がそもそも取 れない。かなりきついんですよね。80パーセントぐらいの賛成で決 めて、で、それを条例化すれば、建築確認の準拠法規になるいうこ

とです。いいとこ取りをしてますけども、建築協定・緑地協定・景 観協定ほど厳しいものではない。で、1番厳しいのが、条例で、こ れは罰則がつきます。罰則がつく以上は、国民の財産権の自由、憲 法上の保障があるんです。共産圏じゃありませんから、国民の財産 は公共の福祉に反しない限り自由に使える、憲法上の保障があるも んですから、この規制はかなり慎重にやった方が良いですよね。そ う簡単にはいかない。で、条例については、そこに法令との関係が あって、日本の法の建前は、権利を制限するものは全て国会で議論 するんだ、国会の法律がない限りは規制はできないんだと、これ建 前なんです。で、条例というのは地方自治体のルールですから、法 律じゃないんですよね。それで、これはおかしいという意見もある んです。条例で権利を規制するのはやりすぎじゃないのか、憲法違 反だって意見もあるんです。そんなようなことで、そこに書いてあ るとおり、規制では目的外規制とか裾切り規制とか横出し規制とか 上乗せ規制があって、多分委員の方がすぐ思いつくのは、横出し、 上乗せという法律が規定してないものを新たに条例で追加して規 制するという、これが果たして憲法違反になるかどうか、こういう 議論があるんです。で、これについて、判例とか通説というのは目 的効果基準論って言ってますけども、法の趣旨が全国一律に規制す るというのはあまりよろしくない、地域ごとに特殊性、個性を持っ たルールを許しているんだと、そういう風に読み取れる場合は、条 例は決めても良いですよと。こういう若干ややこしい財産権の自由 に関する規制がある。で、それをどうやってクリアするか。基本は 国会で決めた法律で国民の人権を規制できる、で、地方自治体の条 例でやれるのかっていう、2つぐらいの問題があるんです。これに ついては、現在の裁判例、判例を前提にせざるを得ないですよね。 で、学者ですから、判例と裁判例という若干マニアックなことを言 うんですが、判例というのは最高裁の判決を言うんです。で、裁判 例で言えば下級審、高裁、地裁を言います。こういう言い方をする と法律家らしいというか、最近はそういう違いがわからない若い弁 護士もいますけども、裁判例と判例の違いを言うと、勉強をどのく らいしてたか大体わかるんですよね。で、特に判例に反することを 言ってもどうしようもないことで、あなた、学者になって最高裁の 判例を変えるのをどうぞお好きにやったらいかがでしょうかって いう、その程度の議論です。で、あと、建築協定とか緑地協定。建 築協定は旧軽井沢に何か所かあるようですよね。建築基準法という のは最低限の基準ですから、それで我慢できない、俗に言う高級分 譲地とかプレミアムがあるような地域にこの建築協定を結ぶこと が多いんですよね。先ほど言ったとおり、全員の合意がいるもんで すから、なかなか作るのも難しい、脱退も難しい。必ず途中でこん なに規制が厳しくなったら脱退したいと申し出があるんです。脱退 は事実上不可能です。協定参加者の全員の同意がいるわけで、契約 の変更になるわけです。100人のうち100人で決めたことですから、 1人でも欠けると他の99人の同意がいるんです。かなり厳しい。そ れから、緑地協定というのは軽井沢ではないようですよね。都市緑 地法というのがあって、これは建物でなくして木を何本植えるとか、 そういう面が規定できるということですよね。それから次の景観協 定が1番新しい協定で、建築協定、それから緑地協定をミックスし たような、ある面では総合的な協定です。で、やり方は同じで、全 員の同意でやっていくと。この3つの協定の運営は、協定運営委員 会が行って、そこで自主的な判断をしていきます。私が住んでいる と こ ろ も こ の 3 つ の 協 定 が 全 部 あ る ん で す 。 建 築 も 緑 地 も 景 観 協 定 も、次に説明する地区計画もある。だから、それなりに綺麗な町で 高級住宅街というブランドを持っているところです。で、実際は、 運営委員会で建築違反をやる人はそういないんですけども、かなり レベル高い人が住んでいるもんですから、明らかな違反行為はしな いんですよね。で、多いのは、後で出ると思いますが、協定参加者、 土地の所有者が死んだ場合で、息子がその建物、緑地を維持できな いんですよね。経済的な問題、金がない、それから子供は海外にい るとか、こういう金の問題と、それから住んでる居住地の問題でな かなか維持できなくて違反を繰り返すんですよね。で、買主はよく 知らないもんですから、適当な家を建てるんですよ。で、問題にな ってくる。軽井沢の別荘所有者は裕福な方が多いんでしょうけども、 必ずしも息子が経済的な能力があるとは限らない。で、相続が発生 すると、子供は別荘を維持できないと言って手放す。で、買主は軽 井沢のことよく知らないもんですから適当な別荘をつくる。こうい うのが意外と多い。それから、その関係で、今、市町村から空き家 の相談が多いんです。私なんか、弁護士とか建築士とかそれから宅 建士とか、いろんな人と協力して市町村の空き家の相談を受けてい るんですが、空き家の原因で多いのが相続問題なんです。親の住宅、 家を相続したんだけども、今のご時世、不動産、「不」はですね、 マイナスの負動産という意味ですよね。不動産もらっても何の価値 もないから、金ばっかりかかって、もういらないって言うんですよ。 30年ぐらい前は、不動産があれば、これは金になると、将来土地が

上がるかもわかんないって言って、みんな欲しがったんですよね。 今は真反対です。まず、不動産はいらない。で、結局は遺産分割で 不動産の所有者が決まらないので、結局は3人、4人の相続人の共 有状態になる。共有ほどいい加減なものはないですから、みんな責 任逃れをして管理をしないんです。ほったらかしで空き家になるの はこれが1番多いんです。それから、地区計画は80パーセントぐら いの同意で良いと、これぐらいと言ったのはですね、私が調べた感 じでは全員の同意を要求する市町村もあるし、6割ぐらいのとこも ある。ばらつきがあるんですが、1番多いのが、8割ぐらいの住民 の同意があれば地区計画を決めて、地区計画の一部を条例化して規 制する。条例ですから、非常に規制が厳しいわけです。それから、 条例制定の範囲。【団体A】(●●●●●)のメンバーに、最高 検察庁の検事をして、条例制定の範囲の審査をしていた男がいるん です。で、その男に【団体A】(●●●●●)に入ってもらって、 場合によっては、軽井沢の条例を決めた時に、どこまで罰則が設け られるか教えてくれよと言っているところです。検察庁に意見を聞 くというのは義務じゃないらしいんですが、憲法違反の問題がある ので、事前に最高検の意見を聞いて、おそるおそる決めるっていう ことをやっているんですよね。それから、条例の罰則委任もこのと おりです。憲法31条、人権あるいは国民の自由を侵害するのは全て 国民の代表たる国会で決めた法律というのがいるんだと。ある意味 では非常に日本は安心した国なんです。国民が選んだ国会で決めた ルールは守りましょうって。それに反論するのは、天に向かって唾 を吐くようなもので、自分に返ってくる。それから、まちづくりの 背景については、皆さん意識が高い方ですから、言うことはないで しょうけども、大きく分ければ、少子高齢化の問題と地球温暖化が じわっと効いてくる。軽井沢は住民が増えているようですけども、 基本的には人口が減っていきます。俗に8掛の国になるとか言いま すよね。人が8割ぐらいになってくる。で、若い人がいない。最近 目に見えるのは、レストランの配膳係とかレジはほとんどロボット になっています。これはどんどん進んでいきます。1人っ子が多く て、2人も産まなくなるってことです。2050年頃には1万人を切っ て、江戸時代の人口にじわっと近づいてくる。人口が減ると消費も 減るもんですから、経済力が落ちてくる。それを見て議論せざるを 得ないんですよね。今日傍聴に来てもらった【傍聴人B】(●●●) がやっている農業問題もそうですね。今は69歳ぐらいですが、あと 10年経って、79歳になったら農業なんかやれないです。物理的に無 理です。だから、米はどんどん上がる、食料も上がる。まだ、日本 の場合は危機感が足りないんですよね。今回、米がちょっと上がっ たら大騒ぎしている国ですから。これから米が食べられなくなる可 能性があるっていうことですよね。それと、軽井沢に関係すること であれば、高齢化が進みますから70歳以上、あるいは75歳以上の方 が増えて、当然介護の問題が出てきます。ご存じのとおり、医者は 都会に行きたいんですよね。私も今住んでいるところの医師会の仕 事をしたり、医療事故調査委員会の委員をしたりしていますけども、 真面目な医者というのは最先端の技術を学びたいということで、優 秀 な 評 価 の 高 い 病 院 で 勤 務 し て 経 験 を 積 み た い 気 持 ち が 強 い ん で すよね。軽井沢に来てもあんまり勉強にならないって言って、きた がらない。そうなると、軽井沢の住民が高齢化しても、それに対応 する医者がいないんじゃないか。で、私なんか新しいもの好きです から、ITとか人工知能を使った研究をしていて、本も書いている んですが、大都市の優秀な医者に画像を見てもらうとか、そういう ことをやると病院のレベルはぐっと上がる。弁護士もピンキリです けども、医者もピンキリといった、非常に失礼ですけどもレベルの 差があるんですよね。弁護士もそうです。私なんか見て大丈夫かな っていう弁護士も結構います。そういう面で、優秀な医者を集めて 住民に提供しないとじわっとですね、ボディブローのように少子高 齢化の弊害が出てくる。地球温暖化というのは少し前から言われて いますけれども、じわじわっと平均気温が上がってきて、軽井沢、 夏も暑いなって言って、暑ければ軽井沢より北に行こうか、軽井沢 のような暑いところへ避暑に行くのもどうかなって、こういうのが じわっと出てくる。これは当面は関係ないことですが、少子高齢化 と地球温暖化は頭の中に入れていただいて、なおかつ、現行法規や 判例は前提事項なもんですから、これを前提にして議論していただ ければと思います。で、今日町の職員が提案したのは、こういう問 題点があってこんなことを考えているんだということで、これが決 まったわけじゃありません。だから、皆さんから知恵を拝借して、 それを生かしたいと。で、全員が一致することはあり得ないもんで すから、最大公約数でやるしかないんですよね。で、決まったこと については、足は引っ張らずに軽井沢のために頑張ってほしいと思 うんです。で、前回も言ったんですが、今日マスコミの方がお越し になっていますが、軽井沢は日本を代表する避暑地ですから、ここ のまちづくりに成功すればこれは良いモデルになるということで、 この40人ぐらいの皆さんに知恵を出していただいて、良いのを作り

たいと思うんです。ただ、いつまでも議論できないもんですから、 どっかで切らざるを得ないということですよね。で、時間も有効に 使いたいもんですから、事前に意見を出していただいて、それを公 開して、で、私の方で整理して、判例とか、法規の誤解があればそ れはご説明したい、こんなところでございます。ちょっと余分なこ と言いましたけども、それでは、中身の方で4時ぐらいまでですか ら、あと1時間10分ぐらい議論展開していただいて、今後もこの部 会は続きますから、で、次回から事前の意見交換を行って、意見の 争いがある部分だけ、この部会で中身のある議論をしたいです。日 本人というのは、国会見てもわかるとおり、あまり議論が得意じゃ ないんですよね。一方通行が多い。小さいグループに分けても良い んじゃないかというご意見もあったと思うんですが、小さい部会に なるとですね、どうしても全体の意見の反映ができないもんですか ら、とりあえずは事前の準備とそれから意見交換というので少しや ってみて、で、どうしようもない場合には分けても良いかなと思っ ております。じゃあ、今の町のご説明があったところから順番に、 こういう問題点があるんじゃないかとかですね、改正したらどうか というご意見があれば全部記録に取りますから。よろしいでしょう か。

【A委員】 (●●●●●●●●)

【部会長】(●●●●●●●●)の方でご用意いただいたまちづ くりの手法で、要綱が1番拘束力なしですよね。で、条例が1番厳 しくて、拘束力ありで、それで、資料の5ページぐらいまでは、長 野県の自然環境保護条例とかとの関連で、それから6ページ以降は 要綱そのものの見直しかなっていう風に理解しているんですけれ ども、前々から思っているんですけど、軽井沢はやっぱり東京24区 とも言われるぐらいの場所なので、あんまり長野県にあるものをそ のままとかにすると、うまくいかないことも多いかなと思います。 それで、先ほど町長からのメッセージのところでも独自の条例策定 っていう可能性も示唆されていたので、改めて今回の見直しは、5 つの要綱や条例とかが入っているんですが、ほとんどは自然対策対 策要綱の関係なんですけれども、資料の最後の貸自転車のところに ある軽井沢町の全良なる風俗維持に関する要綱っていうのがあり ますよね。これは2006年にできていて、これには条例があるんです よね。その条例は1958年にできているんですけれども、それで2つ を比較したら、当然のことながら条例はかなり一般的な文言になっ

ているんですけれども、この部会で自然保護対策要綱を中心に細かく見ていくわけですけれども、いっそこれを抱える条例っていうのを別の方向で検討した方がいいんではないかなと思うんです。で、もちろんいろんな方から景観条例を作った方が良いっていうご意見もあるんですけど、自然保護対策要綱があって、景観条例と名前も違うので住み分けとかがちょっと難しい。できると思いますけれども、いっそ自然保護対策条例という簡潔な大まかなものを作っていく方が良いかなと思うんですね。それで、要綱は、【部会長】(●の人類にかなと思うんですね。それで、要綱は、【部会長】ですから、拘束力はないわけですけど、で、条例になれば、議会なのでありますけども、行政機関の内規ですから、条例になるともっと明民の合意でによった。というか意識が出てくるものなので、自然保護対策条例というのを並行して検討していくことは可能でしょうか。

【部会長】 (●●●●●●●)

条例で、大きな骨組みを作って、あと細かいことは要綱に任せて も良いんじゃないかと、こういうご主張でしょうかね。

【事務局A】 (●●●●●)

お答えさせていただきます。前々からいろんなところでそういう 話を聞くんですけども、条例につきましては、法を超えることはで きないっていうものがあります。ですので、全てを条例化すれば片 付くっていうものではなくて、あくまでも法律があって、法の枠を 超えられない。で、1番問題になっているのは、要綱の中の建ぺい 率20パーセント、容積率20パーセント。それについては法を絶対超 えることはできません。あと、地区計画の話も出ていますけども、 地区計画の方でも建築基準法がありまして、建ペい率と容積率の1 番最低が30・50で、それを下回ってはいけないっていうものがある ので、都市計画のミニ版って言われている地区計画をかけても、そ こを超えることができない。条例は法律を超えることはできません ので、法の範囲内で条例を作ることはできるんですけども、法は超 えられない。町長の挨拶にもありましたとおり、景観法もあります し、都市計画分野もあります、建築基準法もありますので、その辺 を組み合わせた中で、どういった形で1番皆さんが守ってもらえる ものが作れるか、それを今研究しているところになります。1番は この要綱ですけども、約半世紀皆さんに守ってきていただいたものですけども、やはりこれが1番根底にあって、この先50年、100年先でも、やっぱり要綱自体は町の目指していく方向、ある意味目的だと思いますので、目的は絶対崩してはいけないと思います。要綱をまずベースにして、いかに皆さんに守っていただくものを作っていくか、将来の軽井沢町にとって何が1番良いのか、1番良い規制のものを組み合わせた中で、今の法律の中でできる1番皆さんが守ってくれるもの、そういったものを作りたいと思っております。以上です。

【A委員】 (●●●●●●●●)

【事務局A】(●●●●●●)のおっしゃることよくわかるんです。ただ、現実に守られていくのかなっていう不安がありますし、やっぱり全国的にも注目を浴びているので、町の業者だけではないという状況で、それから罰則もないということで、前々から私が申し上げているんですけども、絵に描いた餅に終わるんではないかという不安がどうしてもあるんですけれども。

【事務局A】 (●●●●●)

やはり権利っていうものもあって、その権利をどこまで制限でき るのかっていう問題もありますので、その辺を見ながら、何が1番 良いのか。それはこの部会の中、あるいは町の中でも常にそういっ たものを考えながら、将来の軽井沢をどういった形で、今の自然環 境と言っても、多分住んだ方によって軽井沢のイメージって違うと 思うんですよね。昔の野原の草原が軽井沢だって思う方もいますし、 今の状態が軽井沢だ、その年代年代によって違うと思うんですけど も、みんなが共通しているのは、自然豊かだ、それは一緒だと思う んですよね。その自然豊かな軽井沢を将来にわたってどうやって守 っていくかっていうのを皆さんと一緒に考えていきたいと思って います。今までだと町の方で案を示してそのとおり決めていくって いうものになっていたんですけど、今回はそうではなくて、まず町 のものを示さないと議論が始まらないと思いますので、今日の段階 は、まず町が考えている1番厳しいものを作ってきたと思っていま すので、課内でも色々議論した中での成果って形でご覧いただけれ ばと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

【A委員】(●●●●●●●●)、町の方は忙しいのにね、条例の違いとかいろんなことの勉強会を始めているんですって。ありがたい話です。ご意向はわかりまして、今日示した町の案はたたき台で、これを叩いていただいて、良いものを作りたいと思っています。

他に何かございませんでしょうか。

【B委員】 (●●●●●●●)

個別のテーマに入る前で、今ちょうど【A委員】(●●●●● ●●●)の方からその質問が出ましたので、私も伺いたいことがあ るんですが、【A委員】(●●●●●●●●)の方から出たよう なご質問、私も本当によく住民の方から質問いただきますし、それ から、このことは何回も何回も議会も含めて、行政の皆さんと、話 し合いをしてきたところです。私も住民の皆さんからご質問を受け たら、先ほど【事務局A】(●●●●●)がお答えされていたよ うな答えを、私もしているんです。で、その時に思うのは、自然保 護対策要綱って、広範な分野の決まりを、1つの要綱の中に入れて いるんですね。建築に関することとか、道路の後退ですとか、それ から、自然環境ですとか、本当にいろんな、種々雑多な分野のこと を、一色単に入れているので、確かに上位法を上回ることは条例化 できない、要綱を条例化できない、これ本当によくわかります。で、 そうじゃないものがちょっとありますよね、少しですけど。例えば、 夜間照明のことですとか、それから自然環境保全のことだとか、今 回の資料の中にもありましたけど、光害のことだとか、上位法がな いものについては、そこから引っ張り出して、軽井沢町独自の条例 にすることは可能なんじゃないかなって、ずっと思いながら説明を しているところがあるんですけども。上位法があるものは無理です よね、建ペい率20パーセントっていうのがよく引き合いに出てきま すけども、そういうものはもちろん無理なので、そうじゃないもの は条例化できるんじゃないかなって私いつも思っているんですが、 その辺り、いかがなんでしょうか。

【事務局A】 (●●●●●)

確かにそのとおりの部分もあるんですが、ただ、町は自然保護対策要綱っていう柱があって、それでやってきていますので、まずは要綱でやってみるのも1つかなと。まだ何が良いかっていうのは、私たちも議論不足の部分もあるんですけども、町長のあいさつにも

ありましたけども、何が1番ベストなのか、議論していくべきかなと思います。ただ、あんまり虫食いになるのもどうなのかなという思いもありますし、当然、景観行政団体になったとすると、景観に関することは要綱から抜かないといけない部分も出てくると思いますので、それで本当に要綱自体が成り立つのかっていう、その辺も踏まえつつ、あと、光害に関しては、県の条例などもありますので、その部分をうまく引用して、要綱に鎧をつけるっていうのも1つかなって思いますので、その辺は決めつけじゃなくて、今後そういったものも議論させていただければと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

補足ですが、規制の内容については、おそらくそんなに異論がないと思うんですよね。で、規制のやり方ですよね。それについては、手前味噌ですが、法律の専門家あるいは研究者にある程度任せてもらった方が良いのかなっていう感じがします。内容についてはそんなに異論がなくて、規制の仕方についてはご異論があるのかな。そんな感じでございます。環境課の方は一生懸命ね、頑張っているんですよね。私なんかが別にかばう気はないんですが、この程度の職員の数でよくやっているなっていう。気の毒な感じがしまして。それで頑張ろうかと、こう思ってやっています。いろんなご意見、ぜひとも頂戴できれば、本当ありがたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

【 C 委員】 (● ● ● ● ● ● ●)

重複するかもしれませんが、私もこの要綱のもどかしさっていうのは非常に感じてまして、さっき鎧を着せるっておっしゃったんですけども、いくら鎧を着せても規制がないと今の世の中何にもならなくなっていくんじゃないかなと。さっきおっしゃってましたけども、外れるやつは1割だっておっしゃいますけども、実感ではね、1割じゃないんですよね。ていうか、1割のことが外れたことをやるとですね、それ影響力1割じゃないんです。2割にも3割にもなって出てきて、で、逆にそういう方の方が声が大きいんだってまね。されても、周りの方、自分の権利は阻害されているわけですよね。それで何にも言えなくなっちゃって、どうもそういう方が幅を利かせれで何にも言えなくなっちゃって、どうもそういう方が幅を利かせているというんで、今のお話で、条例化、色々難しいということはあったんですが、せっかくですね、こんな良い要綱があって、皆さ

んこうやって、今後どうしたらいいかって議論されている中で、い くら良いものにしても、実行力がなかったら何にもならないですね。 多分、昔はですね、軽井沢に来られるような方、みんなでこうしま しょうって自分たちで作ったもんですかね、元々軽井沢の憲章なん ていうのは。誰もそれから外れるやつはいなかったはずなんですけ ども、最近、残念ながらですね、新しく入ってくる方、特に業者さ んで入ってくる方で、その辺を全く無視して利益だけ追求されるん じゃないかっていうような、いらっしゃいますんでね。それはやっ ぱり、さっき町長が退場させるっていうお話をされたようですけど も、何も退場させられないんです、今のままじゃ。条例とか法律の 問題があるんで難しいところもあると思うんですけども。で、さっ き【B委員】(●●●●●●●)がおっしゃったように、条例・ 法律にとらわれない部分でできるんじゃないかというようなこと がありましたんで、やっぱりそういうところはですね、どんどん拘 東力をつけるというような方向で、町の方も検討していただきたい と思います。いかがでしょう。

【部会長】 (●●●●●●●)

おそらく、条例化できる範囲や地区計画の対象とか、そういう項目ごとに手法を考えていったら良いと思います。で、協定とか地区計画でやって、ダメなら、今度は次の手法を考えれば良いわけですから、順次やっていったら良いかな思っています。とにかく、町の職員は一生懸命頑張ってるもんですから、気の毒な感じがして、私なんかこういう仕事をしてるもんですから、抵抗はないんですが、法律家の中でも行政法とか都市計画法が分かる弁護士はあまりいないんですよね。まして町の職員は大変だと思うもんですから、ぜひ【C委員】(●●●●●●●)にご意見を頂戴して職員を助けてやっていただければ助かります。

他に何かございませんでしょうか。

【D委員】 (●●●●●●●)

前回の会議から4ヶ月ほど経て、間が空いたとはいえ、今日ご報告いただいた案は、相当思い切った重要項目が含まれており、私たちとしては大いに評価を申し上げたいと思っています。私の方から皆さんのお手元に、各提案項目に対する意見を記していますが、重要な部分だけ申し上げたいと思います。初めの大規模開発行為の各区画の最低敷地面積を実質引き上げるというのは大変評価できる

と思いますが、分譲後にも土地の細分化を防ぐような政策をぜひお 願いしたいと思っています。建物の階数制限も同じく評価を申し上 げたいと思います。次に、1ページの下に、建築不可能物件におけ る後退距離の緩和がありますが、必ずしも景観上良い結果にはなら ないと思います。そもそも建築が非常に難しい場所に関する議論な ので、慎重な議論をお願いしたいと思います。2ページの1番上で すが、集合住宅の定義の明確化として、分譲ホテルの取り扱いを明 確化いただいております。分譲ホテルで、浴室、トイレ、台所が設 置されているものは集合住宅等の基準を適用するという点を明確 化されますので、評価を申し上げたいと思います。ただ、この中で、 意見①で、「内部で行き来できず」等々の箇所が不明確に思います ので、明確化をお願いできればと思います。それから、意見②でま だまだループホールがあることを申し上げたいのですが、保養地区 では、ホテルは建築不可ですが、集合住宅をホテル利用したり、短 期賃貸借する事例が実際にあると思われます。また、集合住宅にク ラブハウスがついていると、貸別荘スタイルのコテージ型ホテルに 転用できてしまう。さらに、同じ保養地区で集合住宅を多くの人数 で共有登記する場合にはホテル的運営が可能になるため、これらに 対する縛りもいるのかなと思います。次の集合住宅の戸当たりの敷 地面積を大幅に拡大する点については、評価を申し上げることがで きると思っております。集合住宅の後退距離についても同じであり ます。それから、このページの最後に、宿泊施設における駐車場基 準の緩和があります。今までホテル室数分の駐車場の台数を確保す ることだったのが、2分の1で良いと。敷地外に設置すればとのこ とですが、これは注意をしなければならない点があるというのは以 前より申し上げているとおりです。この結果、駐車場の台数分面積 を少なくして、目一杯建ペい率、容積率を使って建物を建てる。そ うすると緑化部分が十分に確保されていないと、目一杯の建築がさ れコンクリートの塊が表に出てきてしまう。ですので、ここはただ 2分の1にするだけではなく、どういう地区であったら、どういう 緑化等が必要なのかという議論を丁寧にしておく必要があると考 えます。次の、敷地内における樹木の世代更新も当然必要ですが、 高木の伐採費用が軽井沢では非常に高騰してきており、1 本30~40 万円に達するとみられます。そのため、何本も伐採しますと数百万 円の費用にもなりうるため、町としての政策的なサポートと組み合 わせて議論されるべきかと思われます。このページの最後の夏期工 事自粛期間の適切な運用ですが、エンジンブロワーの騒音が80デシ

ベル前後以上の状態になっており、これが夏期だけに限らず、1年 中行われているのが実態です。町からは、個人に対しては充電式ブ ロワーへの補助金を出していますが、業者に対しては出していませ ん。充電式ブロワーの使用を義務付けるといった大胆なことを考え ていくべきだと思われます。理由は、騒音、振動の抑止と局所的な 有毒ガスへの対応のためです。エンジンブロワーには排ガス基準が ないと伺っています。次ページの1番上が光害の関連ですが、先ほ どお話にありましたとおり、長野県の良好な生活環境の保全に関す る条例第5章の2の第51条にこの規制がありますが、罰則はサーチ ライト関連だけになっています。軽井沢ではかなり光害のトラブル が発生してるように認識していますが、軽井沢では、独自の罰則、 変更命令等の規制を考えていくことが重要かと思われます。それか ら、4ページの最後に、私たちも、用途地区の見直しや、町長がお っしゃられたような地区計画、景観計画、文化的景観のもとでの地 区別の枠組みを併せ検討することが非常に大事だと思っておりま す。一方、現在の手続条例のもとでは、基本的には事前届出、協議、 助言、指導、勧告、公表、罰則なしという構造になっていますが、 それは2000年施行の地方自治法の改正前までのアプローチかと認 識しておりまして、その後、地方自治体による条例化もかなり広い 範囲でできるようになってきていると認識しており、この辺は現在 できることを最大限に使っていくべきかと思います。それから、同 じ手続条例の中で、一戸建て専用住宅を手続条例の協議対象外にし ていますが、やはり町全体の景観を考える場合には一戸建ての部分 を抜いては考えられません。長野県の景観基準ガイドラインでは対 象になっていますが、やはり要綱ベースでも対象にしていくべきと 思います。それから最後に、300㎡以上の木材の伐採の事前協議の 必要性、後退部分の10m以上の健全な樹木の保存等に関しての有効 なモニタリング、違反者への実効性のあるフォローアップ等の規定 が必要と思います。以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

必ずご提案いただいたことは町の方で十分検討して、町の方で困った時に私に相談に来るんですが、私も法律家の端くれとしてご意見申し上げます。そういう教えをどんどん出していただいて、ただ、意見が全部通るというわけでは、なかなかいかないところで、他の人のご意見もあるもんですから。で、その辺は、次の会議で、【D委員】($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$)のご提案のうち問題がないものはこれ

で、そうでないものはこういう問題点がありますよということで、 他の委員の方からご意見を頂戴したいと思います。よろしいでしょ うか。ありがとうございました。

あと、他に何かございませんでしょうか。

【E委員】 (●●●●●●●●)

条例化についての補足関係1つと、あと要望1つです。条例化に関してなんですけれども、条例の作り方によって、もしかしたできることも見逃しているんじゃないかなっていう気もしないでもないんですよ。確かに法律を超えることはできないっていうところはあるんですが、例えば地区計画で言えば、用途地域でできませって言っているのをさらに厳しくしたのが地区計画の目的だと思うので、一般にできますって言ってる用途とか高さとか、あと、建ペい率・容積率も多分厳しくいけるんじゃないかと思うので、それについては再度確認をすることができるんじゃないかなというのが1点目です。で、2つ目の要望なんですけれど、4時までってがうことなんですが、これだけの人数の方全員が発言ってなかなら、こうことなんですが、これだけの人数の方全員が発言ってなかないがうことなんですが、これだけの人数の方全員が発言ってなかないがっことなんですが、これだけの人数の方全員が発言ってなから、この会議の後で、要望、意見と質問ですね、書面等で出せる機会をいただければと思います。以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

冒頭に申し上げたとおり、今の時代ですから、お互いのやり取りはメールで頂戴して、で、公表してと当然考えております。難しい文章じゃなくても結構ですから。町に送っていただいて、で、私も議論して、研究会の仲間にもいろんな専門家がいるもんですから、それも聞いてみて、1歩ずつ進んでいきたいと思います。意見を頂戴できれば、町の方は本当にありがたく思っているんです。よろしくお願いいたします。

【事務局A】 (●●●●●)

地区計画だとかそういったものに対して、ここまではできるとか 他のところではこういう事例があるとか、そういうのをぜひ町の方 にも情報とか、助言をしていただいて、こういう手法、ここではこ ういうのがあるよっていうのを、ぜひお願いしたいと思います。そ の中で、町の方でできることを検討したいと思いますし、あと、要 綱の規制は同じ用途で一律にかけているんで、地区ごとに違う特性があると思うんです。それに応じて地区の姿を作っていかなければ、本当の規制はできないのかなと。地区に合った規制をかけていくのも1つかなって内部で考えていますので、その上で何を使うか、はしかすると地区計画使うかもしれないですし、極端なこと言えば用途地域そのものを変えるっていう手法が出てくると思いますので、皆さんには一緒にやっていただきたいと思います。あと、いろんな事例、いろんな知見を持っている方がたくさんいらあしゃると思いますので、中身があるものを具体的に出していただいた方が、今町が考えているものじゃない、例えば【D委員】(●●●●●●)みたいな意見が出てくると、こういう視点もあったねっていうように町も思う部分がありますので、ぜひ皆さんの方から具体的な、こういう事例はこういうものが、ここではこういう規制をやっているよっていう事例を教えていただければ、議論をさらに深めるものになりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

あと、他に何かございませんでしょうか。

【 F 委員】 (● ● ● ● ● ● ●)

今、具体的な事例ということがあったので、実務を担当している 者としていくつか紹介したいと思います。法的拘束力がないってい うのが非常に我々苦しくてですね、正直言って、我々、公務員損害 賠償保険に最近は皆入っているような状況です。おっかないです。 で、先ほど東京24区っていう話あったんですが、軽井沢はあまりに も金額がでかくてですね、非常におっかないです。例えば、ある人 が、過去に造成された別荘団地で、建て替えをしたり、相続をした 時に、この土地には制限がありますか、っていうことを正面から聞 かれた時に、非常に困ります。で、協定の当事者ではない転売が繰 り返された人は、協定の直接の当事者ではないというのが実際のと ころだと思います。ただし、最初の協定に、売るときには重要事項 説明として制限があることを伝えていくようにっていう文言が入 っていますので、それが継続していることを期待するっていう、ち ょっと言葉変ですけれど、それを想定しているっていうことになる んですよね。ただし、面と向かって規制がありますかって言われた 場合には、厳密に言うとないということで。で、最近、それの典型 例がありまして、東京都が税金の滞納で差押えした区画がありまし

た。で、それを東京都が競売にかける際には、そこでどんな制約が あるかっていうことを明示しないといけないそうで、いろんな行政 機関に対して、質問があったと思うんです。で、それを面と向かっ て言われた場合には、規制はないですっていう風に、うちの協定の 部分からは言わざるを得ないっていう事例がありました。で、もう 1つ、協定が大規模土地開発条例ってなっていまして、開発に関す る条例なんです。つまり、別荘団地をこういう風に造成します、道 路をこう作ります、分譲もあります、で、分譲も含める場合と、分 譲含めない場合があるんですが、広く取っても、造成と分譲までが 期間になっています。そこで、協定には、満了の期限っていうのが 書いてあります。なので、造成と分譲が終わった場合、そこの土地 の開発は完了した。なので、それ以降の転売者、購入者に対しての 規制っていうのは、そもそもの目的の中に厳密には入っていないん じゃないかな、で、それを上手に活用して、この土地の環境を守っ てきたっていうのが実際の運用だと思います。で、その実際の運用 は、例えば、建築確認の申請をした時に、各関係者に意見紹介する。 で、その中で、この土地には協定がありますと、協定のある土地で すっていうような回答をすると、協定に従うようにっていうような、 なんて言うんだろう、実質的に実現するような手続きをされていた と思われます。そこもですね、業者がおかしいって訴えられた場合 にはおっかないなっていうこともありまして、1年前ですかね、県 の顧問弁護士にこういう事例はどうだっていうことを聞いたとこ ろ、満了しているものだし、その売買を阻止するっていうのは危険 だよっていうことで指導を受けたことがあって、そこが今過渡期で 非常に苦しい状況であるといったところをお伝えしたいと思いま す。それと、法の範囲を超えないっていう議論があったと思うんで すが、最初に【部会長】(●●●●●●●)の方からご紹介いた だいたところで、上乗せ規制っていうのがあって、最低限の一律の 基準を定めたに過ぎない場合には、上乗せする規制が認められるっ ていう話があったと思うんですが、先ほど言われた県の条例の中で、 光害を規制するっていう部分が、今、軽井沢で問題になっています。 で、他ではあんまり問題になってないです、実は。で、県の担当課 の考えとしては、長野県全体に、例えば数値化をしたり、厳しいも のにしたりっていうニーズっていうのは、県の役割としてあるのか なっていうことがあって、地域の事情に合わせて、その地域の必要 なものっていうのは地域で考えていく、もし条例ならば、条例って いうことじゃないかなっていうのが、県の担当課の姿勢になってい

ます。で、参考までに、県の光害の条例が、先ほど説明された以上にと言いますか、もう少し掘り下げて言うと、目的を阻害しない範囲で適切な対応をする、努めるものとするっていうことで、緩いと言いますか、通り抜けられる表現になっているっていうことをご紹介したいのが1つで、それともう1つ、条例で罰則を定めるってうた場合、自治体としては、罰則の定めがある場合には、規制をしたり、取り締まりをしたり、見廻りをしたり、場合によっては罰則の手続きをして警察と協力していくっていうことになると思うんですが、正直言って今そういう体制になってないと思います。そこをもし本気でやるんであれば、相当な体制の拡充とかが必要になるのかなっていう感覚があります。ちょっと分散して多岐にわたって喋っちゃってすいませんでした。

【部会長】 (●●●●●●●)

意見をまとめれば、まだまだまちづくりの法体制が十分じゃないもんで、経過的な問題、経過措置みたいなのがありますよっていう。それで、私が申し上げたとおり、軽井沢はですね、日本のモデルになるようなものを作りたいと思っています。それから、あとは、地域の実情に応じてという、これはもう今の最近の流れですよね。軽井沢でもいろんな地域があるもんですから、地域の住民のニーズとかご意見を参照して一律にやるってことはなるべく避けた方が良い。体制については、条例化した場合、罰則があるもんですから、その面のチェックというのはかなり負担になりますよっていう、県のお立場もあるんでしょうから、なかなか監視体制、管理体制はかなりですね、難しいものがあるのかなという、そんなところで、ありがとうございました。よろしいですかね。

あと、他に何かございませんでしょうか。

【 C 委員】 (● ● ● ● ● ● ●)

ちょっと細かいところで3点ほど。この要綱の29ページのところに駐車場の話が出ていますが、これ何回か【事務局A】(●●●● ● ●)には苦言を申し上げたことがあるんですが、繁忙期になるとですね、駐車場の入庫待ちの車が路上駐車して全く道が動かなくなると。ひどい話が、八田別荘の前の、あそこからですね、表の駅に通じるような道までずらっと行列ができるような状況で、時々警察の方に来ていただくんですが、来ても、ちょっとそこで整理して、

それ以上何にも彼らも手出しができないんですね。それはバックグ ラウンドになるものが何にもないから。 ぜひですね、 ああいう駐車 場の運営をされてる方にはですね、繁忙期にはきちっと前で整理を すると。基本的には待っちゃいけないはずなんでね、道路交通法上 は。それを整理するというようなことをぜひ義務付けるような条例、 難しければ要綱なんでしょうけども、そういうものを検討していた だきたいということが1点。それから、その次のページですね、貸 自転車業の話が出てますが、実はですね、自転車だけでなくて、最 近は自動車にも同じようなことが起こっているんで、軽井沢駅前に はレンタカーの会社がありますので、そういうところにでもですね、 指導をきちっとするようなことを定めていただきたい。事例をいく つか申し上げますと、外国人の方がレンタカーを借りて軽井沢町内 を行ってですね、人の家の玄関先、敷地内にですね、無断で車を停 めてどっか行っちゃうとかですね。ひどい方は、別荘の前に車を止 めて、別荘の中に無断で入って行って写真を撮っているとかですね。 そういう事例が多々あるので、外国人の方に知らないって言われた らそれもあれなんでしょうけども、自転車の方には色々交通法守れ とかって書いてありますんでね、そういうのはぜひレンタカーの会 社にも拡大していただきたいなというのが1点。もう1つ、交通規 制の問題で、最近紅葉で雲場池が大変混雑するということで、実は 鳩山通りのところ、早速コーンを置いていただいて、この効果はか なりあったと思うんですが、六本辻一方通行にされて、入っていっ ちゃった人、その後どうするのかって、そこまで何も考えてないん ですね、申し訳ない、町が。で、何が起こったかっていうと、六本 辻から雲場池に入ってきますと、最初の十字路で左から右で、左行 けば離山通りで、右行けば鹿島の森の方入っていきます。で、実は 鹿島の森に行く手前のところに、右折してですね、鳩山通りに抜け る道があって、で、そこは石垣でですね、車1台しか通れないよう なとこなんで、しょっちゅう通っている人はもうぱっと見て待ちま すんで、ほぼ問題なくすれ違えるんですが、全く知らない人があそ こに入ってきますんで、あそこでもう正面ぶち当たって、にっちも さっちもいかなくて、今年何回もそんな状況になっていました。で、 せっかく六本辻の道、一方通行にするんだったら、その後のことも ぜひ考えてほしい。あそこの石垣のある下り坂は一方通行にすれば 問題ないんですね、上から下だけにしちゃえば。あんなところ一方 通行にしちゃえば良いと思うで、それはぜひですね、局所的に考え るだけじゃなくて、周りの流れをよく考えてですね、規制をしてい

ただきたいというお願いがございます。

【部会長】 (●●●●●●●)

私も、今日、町を見ておっしゃるとおりだと思いました。結構外国人が来ていますよね。で、2人乗りの自転車で走り回っているって、そんな感じがしました。ありがとうございました。

【事務局A】 (●●●●●)

入庫待ちの関係どうするのかっていうのと、六本辻の関係は担当 課に言っておきますので。

今年、鳩山通りにコーンを置いていますが、私が言う前にやるって言ってたんで。あと、貸自転車ですが、風俗に関する要綱に規定されていますけども、全体を見ると、風俗に関することが書いてあるのに、なぜかこの貸自転車業だけ入っている、これはちょっと違和感がないかということで、風俗の関する要綱を見直しています。貸自転車業だけ届けるのはおかしいよね、実際は手続条例に基づいて各種事業所が手続しますので。なぜか風俗に関する要綱の中に貸自転車の規定があって、過去何かがあって多分残したと思うんですけど、過去の経過調べてもなかなかないので、全体を見るとおかしいよねってことで、要綱の中からは削る方向で、整理しようと。この部分はご理解をいただければと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

順番に可能な範囲内でご意見を聞きたい。

【G委員】(●●●●●●●)いかがでしょうか。

【G委員】 (●●●●●●)

部会長から指名をいただいたのでありがたく。1つだけお願いしたいんですけども、20ページですね。駐車場の関係なんですけども、現在は同等以上ということなんですが、今度は客室数の2分の1を満たせば良いということで、緑を大切にするということから考えているんですが、逆にマンション規制に逆行するんじゃないか。マンションを作る側とすると、規制が緩和されるようで、ちょっと心配なところがあります。

その辺いかがでしょうか。

【事務局A】 (●●●●●)

20ページですけど、これは宿泊施設なので、マンションとは別です。マンションは今まで通り部屋数分です。これは簡単に言うとホテル関係の規制で必要な駐車場を設けるために広い土地を駐車場のために伐採するのはいかがなものかっていう発想のもとに、ホテルは逆に車で来ないでもらって、その分ホテルの敷地面積を小さくして、緑をたくさん取って、車で来なければ、CO2削減に繋がりますので。これについても、またご意見いただければ。自然環境を守る観点で考えた案となります。

【部会長】 (●●●●●●●)

【H委員】 (●●●●●●●) はいかがでしょうか。

【H委員】 (●●●●●●●)

21ページの樹木の世代更新のところですけども、町の方からご説 明があったように、世代更新の意義っていうのは、私の家の近所で も倒木しているような不健全な状態で、樹木が倒れてしまうような ことも見られますし、適宜木を入れ替えていくことの必要性はわか るんですけども、この文章を読むと、樹高が10mを超える健全な樹 木は原則保存するっていうことと、大型化した樹木の世代更新を積 極的に行うっていうところがですね、背景となる意図はわかるんで すけども、結局、どんどん大きな木は切って良いのかっていうよう な感じでですね、世代更新のために切ったんですって形で、どんど ん切られてしまうっていうのも困るなっていうのと、大きな木を切 った後に加えるっていうところはすごく評価できると思うんです けども、全部切る必要はもちろんないわけで、どの程度切るのかと か、もうちょっと具体的にイメージしやすいっていうんですか、な んか両論併記みたいな感じで、ややメッセージ性がちょっと混乱し ている感じがするので、全体的には賛成なんですけど、表現を工夫 していただけたらという印象を持ちました。以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

町と私どもとしては皆さんのご意見を頂戴して、文章練ってみます。ありがとうございました。

【Ⅰ委員】(●●●●●●●)いかがでしょうか。

【 I 委員】 (●●●●●●●)

自分の中でも、まだ要綱と条例の整理がついていない部分がある

んですけれども、それは自分自身で勉強しなきゃいけないなってい うのがありまして、条例化していくっていう気持ちでこの会議に臨 んでいる部分もあるんですが、皆さんと相談して進めていきたいな と思ってますし、1つ1つの項目に関しては賛成の部分もあります し、ちょっと疑問に思う分もあるんですが、別途ご報告できればな と思っています。

【部会長】 (●●●●●●●)

なかなか条例と要綱の違いというのは、普通の弁護士さんでもわ からない人は結構いるんです。

【J委員】(●●●●●●●●) いかがでしょうか。

【 J 委員】 (●●●●●●●)

私も専門的なことがよくわからなくて、こういう会議に出させていただいて、色々勉強させていただきたいと思っているところなんですけれど、それぞれの細かいことで言えば、今年に関しては、交通渋滞とかそういうことは結構話題にもなっていましたし、ただ、その時々で状況が変わっていくのかなっていうのもあると思いますので、住民とか別荘所有者とかが結構被害を受けることが多いのかなと思いますので、その時々でまた考えていただければ良いのかなって思います。また勉強させていただきます。

【部会長】 (●●●●●●●)

[K委員](ullet ullet ullet

【 K 委員 】 (● ● ● ● ● ● ●)

樹木のことなんですけども、言葉では周辺の植生に合うものって書かれているんですけども、私から見たら明らかに違うものがたくさん植えられていると思うんです。それとか、同じカエデでも、軽井沢のものじゃない、要は国内外来種ですよね。他から持ち込んでいる植物がすごくたくさんあると思うんですよね。そういうところ、やっぱりしっかり見ていけへんかったら、同じような緑やねんけども、全然違うものになってしまう。そういうところはちょっと懸念しています。それと、チェック項目が全くそういうところではないと思うんですが、どういう風に動いているんでしょうか。

【事務局A】 (●●●●●)

【K委員】(●●●●●●●●)の言われるとおりの部分があって、4月から植生学の専門委員も入れまして、それで、助言もいただいて、今までは伐採計画が出てきてドウダンツツジならいいよって簡単だったんですけども、植生学専門家によると、やっぱそれは違って、土も改善しなきゃいけないですし、その地域にあった植生を守んなきゃいけないって、それはもう大切なことだっていう、私たちも改めて認識した部分で、来年度からレッドデータブック策定を進めていきますし、樹木の植生ガイドライン的なものをつくることを考えていますので、その中で軽井沢に合ったものはこういうものですっていうのを示していければと思っています。今後は要綱見直しとともにそういった他の部分も進めていきますので、長い目で見ていただければと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

どうもありがとうございました。【 L 委員】($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$) なにかご意見があれば。よろしいですかね。それから【 M 委員】($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$) なにかご意見があれば。

【M委員】 (●●●●●●)

先ほど樹木の話が出ましたが、そちらの方は若干得意ですので申 し上げさせていただきます。敷地内における樹木の世代更新は大切 なことだと思うんですが、危険木と呼ばれる対象ですね。これって すごい難しいんです。人の家に危険を与えるのか、自分の家に被害 を与えるのか。ここら辺の山で、元々植えられていた唐松という木 があります。戦後植えられて、もう20mを超えて、30m近くになっ ている木があります。その木々について、今の話じゃないですけど、 世代更新ですから切りますかって話をした時に、何のために切るの か、何に危険があるのか、そういったところが出てくるのと、やは りもう年代的に経っているので、中が腐ってきたりとか、そういっ た問題が出てくるかと思います。そういったところの中で、樹木の 世代更新の条例とか、要綱に入れる中ではどういった対策とか、皆 さんにお願いしなくちゃいけない部分だとか、今補助の話も出たと 思いますけど、そういったところも、本当に要綱に入れるとすれば 考えておかないといけない部分が実際出てくるかと思いますので、 色々検討をお願いしたいと思います。以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

ありがとうございました。

【N委員】 (●●●●●●●)

改正概要について目を通させていただいたんですけど、私あんまり専門ではなくて、普段水道業で色々やっていますけども、建築の詳しい内容とかがよくわからないんですけども、見た限り、赤字で書いてある改正案いいんじゃないかなと思いまして。特にここだという指摘は私からはないですね。一度とにかくみんなで意見を出し合って、私も意見あればその時申し上げたいと思います。今のところはそんなところです。

【部会長】 (●●●●●●●)

また、お知恵を拝借したいと思います。よろしくお願いします。 【〇委員】 ($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$) いかがでしょうか。

【O委員】 (●●●●●●●)

私の方は旅館とか宿泊業のところがあると思うんですけど、今後 その辺はぜひとも環境課さんと相談して、意見を出させていただけ ればと思いますので、よろしくお願いします。

【部会長】 (●●●●●●●)

よろしくお願いいたします。

【 P 委員】 (● ● ● ● ● ● ●)

3つほどあるんですけど、いいですか。14ページにありました3 方道路のところで、公共事業に提供したことによって2方道路になったっていうところもあるんですね。この辺りも緩和の対象にしていただければと思っております。国道と新幹線ですとかああいったところがですね。あと、マンションの規制で、ここにいらっしゃる方は赤字になったところで賛成の方多いんですが、私からしますとなかなか強烈だなというところです。一戸あたりの平米がですね、150から300、2倍になるということは、なかなか財産権の問題からしても地主さんからしても、これは大変なところだなというところがあります。また、建物の後退距離の緩和がなくなりましたけれども、私たち住民からすると、マンションだけではなくてアパートも 集合住宅に入るわけですね。で、緩和措置がなくなるとですね、ア パートに戸数が入らないと。そうすると、何が起こるかっていうと、 家賃が跳ね上がるんです。建築資材に加えて家賃が跳ね上がるって いうのは、目に見えているので、ぜひ検討の段階で、マンションと アパートを集合住宅で一括にしないで、住民が住むアパートという ところで考えていただきたいところです。最後になりますが、24ペ ージ、県の方がいらっしゃるのでお伺いしたい。今まで宅内処理、 敷地内処理をしていた汚水のところですね、これは原則として河川 等へ放流すると、長野県の規定に合わせるっていうところです。第 1回目の会議で、町の職員の方から上がってきた意見の資料には、 実際に河川側溝に隣接しているケースは稀であるという認識を町 の方では持っているという意見が上がってきていました。なので、 そっくり変えてしまうというよりは、逆に言うと、河川側溝に隣接 している場合は放流することができるという文言の方が現実的で はないかと思っております。私どもが購入する方に説明する時に、 原則河川放流ですっていう話をすると、河川がないんですけどって いう話に必ずなるんですね。なんで、隣接している場合は放流する ことができるって記載の方が要綱の順守には繋がるような気がす るんです。その辺、県の方の見解を伺いたいなと思っております。 以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

[Q委員](ullet ulle

【 Q 委 員 】 (● ● ● ● ● ● ●)

夏期工事の自粛期間ですが、私たち建設業者は自分たちの申し出で夏期工事の自粛をしていて、それを町が皆さんに知らせていると思ったんですが、住民の方々は、これは町の決まりで夏期工事ができていないと思い込んでいます。町の宣伝が悪すぎる。しかもですね、緊急工事だからと町に電話しても、工事をやっているとお叱りを受けます。町の職員がいらっしゃると、工事中止っていう、大きな声で怒鳴ります。そういう事例がありました。我々建設業者が自ら行っている自粛をですね。しかも、電話をした人のところに謝罪もできない。それは教えられないと言われる。そこは明確にしていただきたい。我々も生活がかかっているんですよ。しかも、7月25日から8月31日まで、非常に長い。従業員はどうするんだっていうことになります。むしろ、こんなの10日ぐらいでいい。我々だって

好き好んで騒音を出しているわけじゃないんですよ。必要を持ってやっているんです。私は、これについてですね、改正でもこういう数字が出てますがね、これは絶対反対です。これは縮小していくべき方向の時代だと思いますよ。あとは文書でお届けいたします。以上です。

【部会長】 (●●●●●●●)

どうもありがとうございました。

最後【R委員】 ($\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$) いかがでしょうか。

【 R 委員】 (● ● ● ● ● ● ●)

3ページの公園緑地の件なんですけど、公園緑地の3パーセント っていうのをなくすっていうことになるわけですね。大規模開発で 別荘分譲した場合に、例えばうちの方だと400区画ぐらいあって、 そこに今200軒、300軒の別荘が建っているんですけど、別荘の寄り 合いをする場所がないんですね。南原の別荘地では、別荘地内にコ ミュニティーセンターみたいなものがあるとお聞きしていますの で、公園緑地という形で残すかどうかは別として、大規模な別荘分 譲の場合には公共的なコミュニティの場所になるようなところを 確保しなければいけないっていうのを作っても良いように思うん ですね。で、やっぱりこれからの時代は、いろんな人が面と向かっ てお話をしたり交流したりするところが、別荘の価値の1つで、異 業種の人やいつも会わない人が軽井沢に来ればお互いに仲良くお 茶会ができるっていうような、そういうのが元々の別荘の良いとこ ろだったと思うので、何らかの形でそういう公共的な部分を保全し て残していくようなことを、ぜひこれからは、そういうような内容 も要綱の中に入れていただければと思います。以上です。

【事務局A】 (●●●●●)

3ページの部分なんですけど、町の考えは都市計画法の開発に該当しない場合は、根拠になるものがないので削除しますということです。都市計画の開発だとか大規模開発にかかる場合は、公園緑地を設けることになります。

【部会長】 (●●●●●●●)

後でご意見をメールで送っていただければ、検討結果をお伝えして、また再度議論したいと思います。

【事務局A】 (● ● ● ● ● ●)

ご意見のいただき方ですけども、【部会長】(●●●●●●●●)と相談しながら、意見様式を作って、皆さんに意見を出していただきます。この部分は賛成って部分があると思いますし、逆にこれについてはこういうもんじゃないっていう意見もあると思います。そうした意見を町の方でまとめて、皆さんでキャッチボールをしながらやりたいと思っていますので、お手数をかけるような形ですけども、皆さん集まってっていうとなかなか日程調整も大変なので、今の時代、メールがありますので。法律的な部分は【部会長】(●●●●●●●)に相談しながら議論を積み重ねていきたいと思っております。

【部会長】 (●●●●●●●)

事務局、何かありますか。

【事務局B】 (●●●●●●●)

先ほど【P委員】($\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$)からお話のあった浄化槽の放流水の件に関するご回答が伺えてなかったので、お願いします。

【F委員】 (●●●●●●●)

この点は正確な情報が必要です。また、軽井沢が検査率が低いとか特殊な要因もあると思いますので、改めてご説明したいと思います。

【部会長】 (●●●●●●●)

若干時間がオーバーしましたけれども、非常に貴重なご意見を頂戴して、私も勉強になりました。町の内部で必ず検討しますから、それ以外のご意見があれば、環境課の方に決まった書式でメールかなんかでご意見頂戴すると思います。その時はよろしくお願いいたします。

【D委員】 (●●●●●●●)

今後のタイムラインについてお伺いしたい。また、意見をまとめていくためにも、軽井沢町としてのまちづくり、景観に関しての共通の認識を具体的に書面としてまとめていくことが必要ではないかと思います。これは、まちづくり基本計画に繋がる部分で、春先

にかけて整理されていきながら議論をする必要があるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【事務局A】 (● ● ● ● ● ●)

第1回の会議でフェーズ1・フェーズ2ってお示ししましたが、あれは私たちの構想ですが、今後意見交換をやっていくと、皆さんこの案で良いんじゃないかっていうものと、もっと議論しなきゃいけないものと、段々色分けされていくと思いますので、合意が得られたものからまず改正していく。で、残ったものはどんどん議論していくっていう形になりますので、当初の構想のままではいかないなと事務局サイドでは思っております。強引に推し進める手法は取りませんが、できれば早く改正したいものはいくつかあるんですけども、皆さんの合意が得られたものから随時改正していきます。今回改正して終わりじゃなくて、改正したものをまた改正しなきゃいけない、そうした時代の流れがあると思っていますので、この会議はずっと続くと思っております。

【部会長】 (●●●●●●●)

よろしいですか。では、事務局にお返しします。

5. 閉 会

【事務局A】 (●●●●●)

議事進行、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、終了させていただきます。長時間にわたり、 皆様、大変ありがとうございました。